

遺言制度の見直しについて ～デジタル遺言を中心に～

発表者 研究部会

森川 紀代 （森川法律事務所）

竹内 裕詞 （さくら総合法律事務所）

小池 知子 （あせび法律事務所）

（順不同）

座長
森川紀代

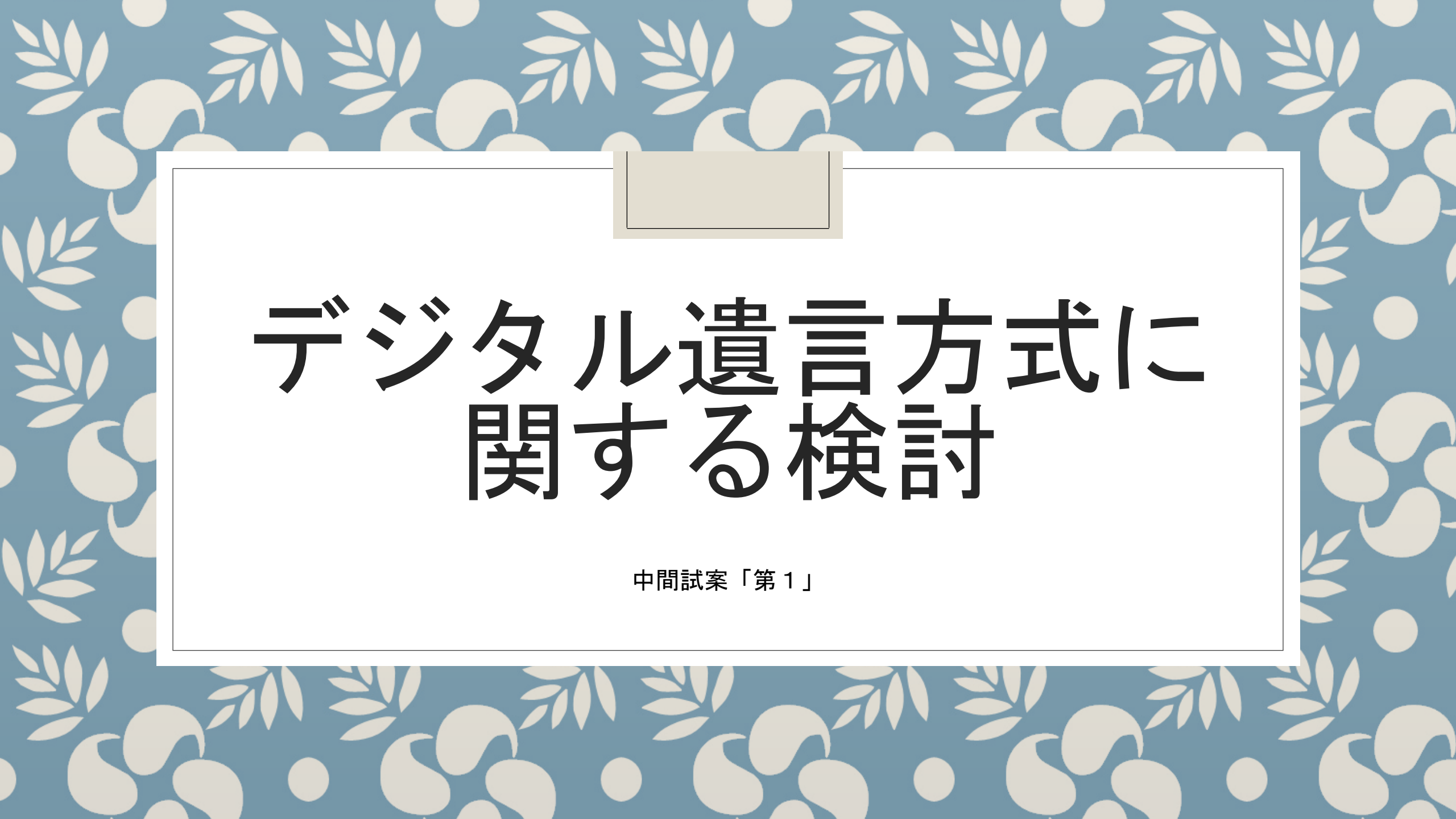
グループリーダー
小池知子 竹内裕詞 森川紀代（兼務）

委員
池浦 慧 池畑芳子 大寄康弘
小西飛鳥 高野良子
西田 誠 野島香苗

研究部会 部会長
吉田修平

執筆協力 会長 伊藤久夫

研究部会
遺言制度見直し
（パブコメ）
ワーキングチーム



デジタル遺言方式に 関する検討

中間試案「第1」

デジタル遺言案の概要（甲案）

【甲案】 遺言の本文を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の朗読を録音・録画等により記録して遺言する方式

【甲1案】証人の立会いを要件とする案

- ① 電磁的記録に遺言の全文等の文字情報を記録すること
- ② 遺言者は、証人2人以上の前で、遺言の全文等を朗読すること
- ③ ②の状況等を録音・録画により電磁的記録に記録すること



【甲2案】証人を要せず、これに相当する措置を要件とする案

- ① 電磁的記録に遺言の全文等の文字情報を記録すること
- ② 遺言者は、遺言の全文等を朗読し、それを録音等により電磁的記録に記録すること
- ③ 遺言者以外の者が②の朗読ができないようにする措置等をとること（注）

（注）朗読時に、本人確認をすることができる機能等を備えた、民間事業者の提供するアプリケーションを利用することを想定

デジタル遺言案の概要（乙案・丙案）

【乙案、丙案】 遺言の本文を電磁的記録又はプリントアウト等した書面により作成し、公的機関で保管して遺言する方式

- ① 遺言者は、**電磁的記録【乙案】**又は**プリントアウト等した書面【丙案】**に遺言の全文等の文字情報を**記録**すること
- ② 遺言者は、電磁的記録又はプリントアウト等した書面について、**公的機関における保管を申請**すること
- ③ 遺言者は、保管申請の際に、**遺言の全文を朗読**すること

（注）公的機関に出頭して行うほか、一定の場合にウェブ会議の利用を可能とすることを想定

（注）これらの方式による遺言は家庭裁判所の検認を要しないものとする



主) 甲1案①、甲2案①の電磁的記録も、乙案の要件を充たせば、公的機関で保管することができる



新たな遺言の方式 (デジタル遺言) に対する意見

- デジタル遺言制度の創設に賛成
- 方式が多すぎると不備が頻発する恐れ
- 乙案及び丙案の方向で検討が進められるべき



乙案、丙案を推 す理由

- 保管制度が必要
- 記録媒体の陳腐化、劣化、発見困難を防ぐ
- 電子データのまま相続手続可能

甲 1 案について

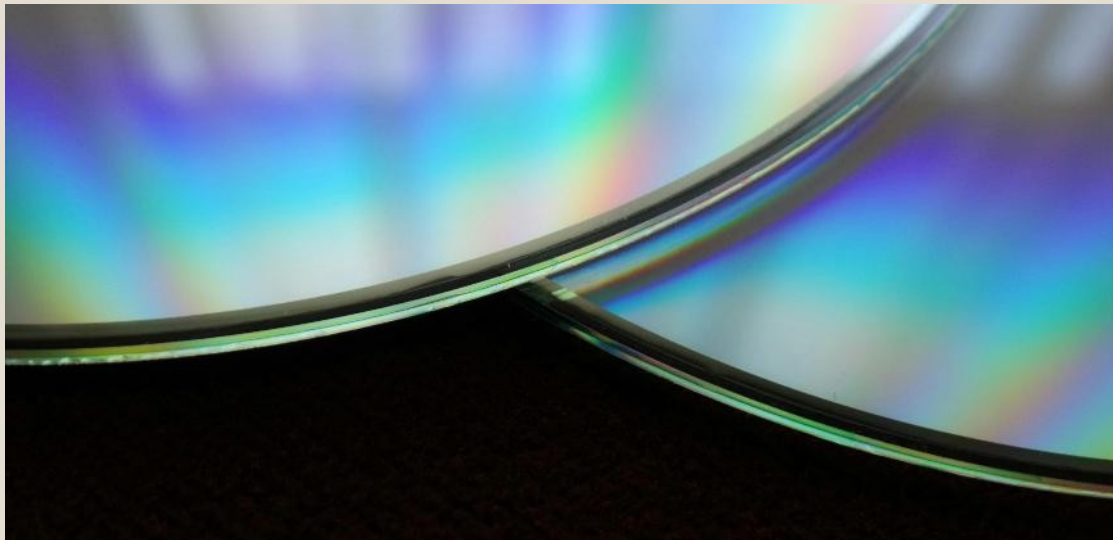
意見書「第 1」 4

甲 2 案について

意見書「第 1」 5

甲案の改善提案

- 遺言の保管主体は、遺言者自身
- 記録媒体を限定





乙案について

意見書「第1」6



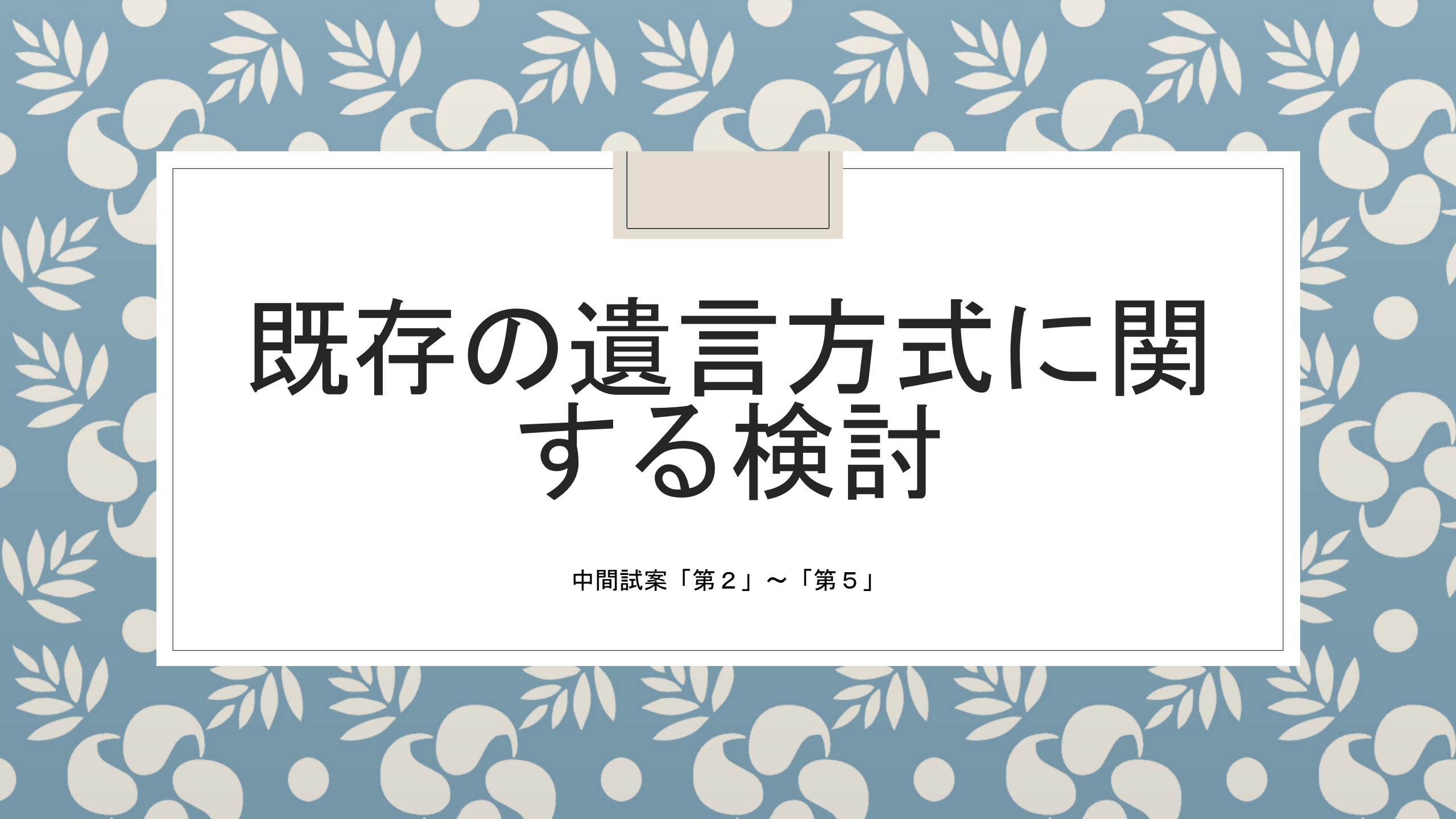
丙案について

意見書「第1」7

保管制度の在り方について

意見書「第1」8



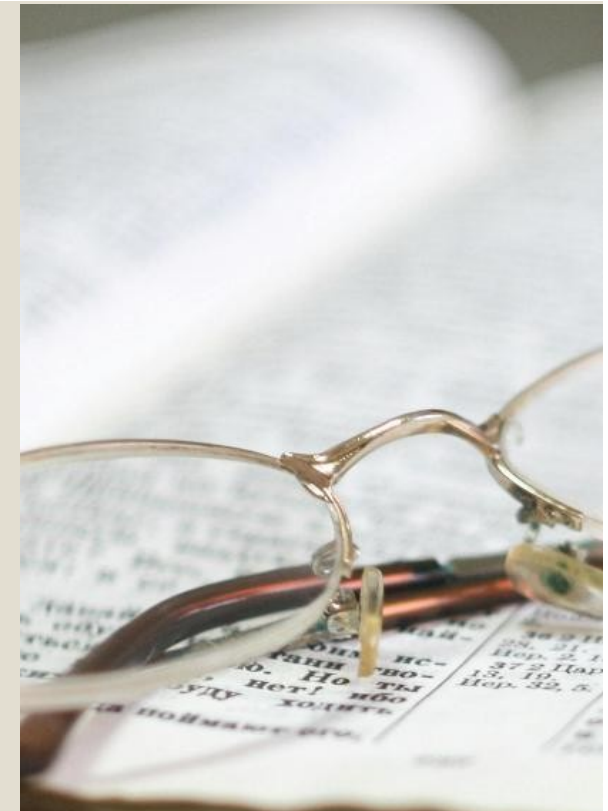


既存の遺言方式に関する検討

中間試案「第2」～「第5」

第2 自筆証書遺言の 方式要件の在り方

- 自書を要しない範囲
- 押印要件



1 自筆証書遺言における自書を要しない範囲

- 財産目録について自書を要しないとする現行規定を維持し、自書を要しない範囲を拡大しない方向で検討

2 自筆証書遺言における押印要件並びに秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件の要否

- 以下の【甲案】と【乙案】について、引き続き検討
 - 【甲案】 **押印を不要**とする
 - 【乙案】 **押印を引き続き必要**とする（現行規定を維持）



第3 秘密証書遺言 の方式要件の在り方

- 規律の在り方の方向性
- 押印要件

第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

- 作成することができる場面の規律
- 作成方法の規律



第4 特別方式の遺言の見直し

	作成できる場面	作成方式
死亡危急時 遺言	疾病その他の事由によって死亡の危 急に迫った場合	証人3人以上の立会い（対面のみ） ① 遺言者が遺言を口授 ② 証人が①を筆記し、内容を 読み聞かせ又は閲覧させる ③ <u>全員が内容が間違いな</u> ことを確認 ④ <u>証人全員の署名・押印</u> + 遺言作成過程を録 音・録画すること により、<u>証人1人の 立会い</u>で遺言をす ることができる作 成方式を追加
一般隔絶地 遺言	伝染病のため行政処分によって交通 を断たれた場合 → <u>一般社会との交通が事実上又 は法律上自由に行い得ない場 合を含む</u> という現行規定の条 文の解釈を明文化	警察官1人及び証人1人以上の立会い ① 遺言書を作成 ② 遺言者、証人等の署名・押印
在船者遺言	船舶中にいる場合	船長又は事務員一人及び証人2人以上の立会い ① 遺言書を作成 ② 遺言者、証人等の署名・押印
船舶遭難者 遺言	船舶が遭難した場合で、死亡の危急 に迫った場合 → <u>航空機遭難の場合や天災その他 避けることのできない事象が発 生した場合を含む文言とする</u>	証人2人以上の立会い（対面のみ） ① 遺言者が口頭で遺言 ② 証人が①を筆記 ③ <u>証人全員の署名・押印</u> + 口頭での遺言を録 音・録画すること により、<u>証人1人 の立会い</u>で遺言を することができる 作成方式を追加

補足

- 細かい項目は割愛させていただきました。
(日付、加除変更・撤回、遺言能力等)
- 詳細は、意見書をご一読いただければ幸いです。

他団体の意見

	当学会	日本弁護士連 合会	日本司法書士 連合会	東京弁護士会	東京司法書士 会	大阪司法書士 会	全国銀行協会
甲 1 案	問題あり	○	問題あり	○	反対	問題あり	問題あり
甲 2 案	問題あり	反対	問題あり	○	反対	問題あり	問題あり
乙案	○	○	○	○	○	○	○
丙案	○	○	△	○	反対	○	○

ウェブサイトで公表されている意見書を参照し、まとめたものです。
「賛成」「反対」と明示されているもの、そうでないものがあります。
分類の不正確な場合もあることをご承知おきください。

ご清聴ありがとうございました